

第 46 回田舎館村ねふた合同運行開催要項

1 趣旨

津軽の夏の風物『ねふた祭り』は、子どもたちに夢を与え、地域住民の連帯を育む火祭りである。活力のある村づくりと青少年健全育成、交通安全を願い、第 46 回田舎館村ねふた合同運行を開催する。

2 主催

田舎館村ねふた合同運行実行委員会

(田舎館村商工会、田舎館村子ども会育成連絡協議会、田舎館村中央公民館)

3 期日

令和 5 年 8 月 4 日 (金) 雨天時は 5 日 (土) に順延

18:20 ねふた集合完了 (田舎館中学校)

※ねふたの前日搬入については、教育委員会へ御相談ください。

18:30 審査開始

18:50 審査終了後、スタート地点 (※1) へ移動

19:15 ねふた出陣

21:00 終了 (村民体育館入口前での表彰が終了したら、解散)

※1 スタート地点: 畑中糶業精米組合前

4 運行経路

畑中糶業精米組合前→畑中交差点を左折→役場敷地内

5 審査

場 所: 田舎館中学校、本部 (村民体育館入口前)

審査時間: 18:30~18:50

審査基準: ねふたの絵・造形・照明 (田舎館中学校)

囃子・運行 (本部前で運行中に審査)

審 査 員: 津軽みらい農協組合長、商工会長、村子連会長、明るい選挙推進協議会長、教育長 (ねふたの絵・造形・照明)

上記審査員に加え、各企業を含めた来賓 (囃子・運行)

6 表彰

合同運行に参加したねふたに、各企業から表彰状と金一封が授与される。保育所・保育園・こども園には表彰状とお菓子が贈られる。

後日、総合賞として囃子、運行を含め、表彰する。

7 参加申込方法

「第 46 回田舎館村ねふた合同運行参加申込書」を田舎館村中央公民館に提出する。
締め切りは令和 5 年 6 月 28 日 (水)。

8 道路使用許可申請書等の提出

下記 ((1) または (2)) の書類に証紙代 2,200 円を添えて直接黒石警察署交通課 (TEL 52-2311) へ提出すること。

(1) 車両けん引のねふた

ア 道路使用許可申請書 (車両けん引用) 2 部

イ ねふた運行等日程表 2 部

ウ 運行経路図 2 部

- エ ねふた構造寸法図 2 部
- オ ねふた運行・移送形態図 2 部
- カ ねふた台車等車両けん引対策図 2 部
- キ ねふた連結作業形態図 2 部
- ク 現場責任者不参加時の副責任者 2 部
- ケ 別添（ねふた・山車道路使用許可申請時の添付書面）2 部 ※けん引車両 1 台につき 1 枚

(2) 人力のねふた

- ア 道路使用許可申請書（人力用）2 部
- イ ねふた運行等日程表 2 部
- ウ 運行経路図 2 部
- エ ねふた構造寸法図 2 部
- オ ねふた運行・移送形態図 2 部
- カ 現場責任者不参加時の副責任者 2 部
- キ 別添（ねふた・山車道路使用許可申請時の添付書面）2 部

(3) 書類作成上の注意

- ア 電話番号記入欄は連絡のつきやすい携帯電話などの番号を記入すること。
- イ ねふた運行等日程表の「ねふた小屋出し～ねふた小屋入れ時間」の欄はある程度余裕を持った時間を記入してください。ここに記入した時間以外に、ねふたの運行や移送を行った場合、道路使用許可が取消しになりますので、注意してください。
- ウ 運行経路図は、運行と移送を色分けして示し、運行日ごとあるいは経路ごとにまとめたりするなど、分かりやすく整理して作図してください。
- エ 上記に関する電子媒体様式（Excel）を入手希望の方は、下記まで御連絡ください。

9 その他

- (1) 合同運行中は交通安全等に気をつけること。
- (2) ねふた運行の停止、あるいは囃子の演奏停止等を係員に求められた場合は、速やかにその指示に従うこと。また、囃子の演奏停止についてルールは厳守すること。
- (3) ねふたの山車に発電機を使用する場合、消火器の設置を義務づけること。
- (4) 運行の際、ねふた本体搭乗者及びねふた本体昇降装置操作者、太鼓に上がって叩く人、ねふた運行指示者、運行責任者は飲酒禁止とすること。
- (5) 昇降装置（油圧装置、チェーンブロック装置等）を各運行団体で運行前に点検及び確認を行うこと。
- (6) ねふたを昇降する際は、ねふた本体搭乗者やねふた本体周囲に十分注意した上で、操作すること。

〒038-1121

青森県南津軽郡田舎館村大字畑中字藤本 159 番地 1

田舎館村教育委員会教育課（田舎館村中央公民館）

電 話：(0172) 58-2250 FAX：(0172) 58-2394

メール：yoshihito_suto@vill.inakadate.lg.jp

担 当：須藤 芳仁